

議案第227号

舞鶴公園等に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、本市が設置する舞鶴公園等の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

舞鶴公園等に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる指定管理者を次のように指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設
舞鶴公園及び東平尾公園（大谷広場を除く。）
- 2 指定管理者に指定する者
福岡市中央区小笹五丁目1番1号
公益財団法人 福岡市緑のまちづくり協会
- 3 指定する期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで